

瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会規則

平成28年12月26日規則第52号制定
平成29年12月22日規則第50号改正
令和2年3月13日規則第15号改正

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号)第3条の規定により、瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (2) 介護保険サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (4) 高齢者福祉に関する識見を有する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定に関する審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。